

○和歌山市立市民スポーツ広場条例

昭和46年2月25日

条例第4号

(設置)

第1条 本市は、市民のスポーツ、体育及びレクリエーション活動の振興を図るため、市民スポーツ広場（以下「スポーツ広場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 スポーツ広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山市立市民スポーツ広場	和歌山市福島796番地の1

(休場日)

第2条の2 スポーツ広場の休場日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休場することができる。

(使用時間)

第2条の3 スポーツ広場の使用時間は、6時から19時まで（テニスコートにあっては、9時から19時まで）とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(使用期間)

第2条の4 スポーツ広場の使用期間は、引き続き7日を超えることができない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを延長することができる。

(使用の許可)

第3条 スポーツ広場を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に、管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(3) 広場又は附属設備若しくは備品（以下「広場等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) その他管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第4条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1から別表第3までに掲げる使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用許可の取消し等）

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- （1）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- （2）第3条第3項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- （3）偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- （4）使用の許可に付した条件に違反したとき。

（入場等の制限）

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

- （1）他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者
- （2）他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物又は動物を携帯する者
- （3）広場等を損傷し、又は滅失するおそれがある者
- （4）次条の規定に違反した者

（行為の禁止）

第9条 スポーツ広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）火災、爆発その他危険を生ずるおそれがある行為をすること。
- （2）騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。
- （3）広場等を損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれがある行為をすること。
- （4）許可を受けないで広告類を掲示し、又はまき散らすこと。
- （5）許可を受けないで物品の販売、出店その他これらに類する行為をすること。
- （6）許可を受けないで催物のために仮設工作物を設置すること。
- （7）許可を受けないで業として写真の撮影その他これに類する行為をすること。
- （8）その他管理上支障がある行為をすること。

(原状回復の義務)

第 10 条 使用者は、スポーツ広場の使用を終了したとき又は第 7 条の規定により使用の許可の取消しを受けたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第 11 条 何人も、広場等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(地位の譲渡禁止等)

第 12 条 使用者は、その地位を貸し付け、又は譲渡することができない。

(指定管理者による管理)

第 13 条 スポーツ広場の管理は、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 14 条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。ただし、市長に専属する権利及びこの条例において市長に留保されている権利を行うことはできない。

(1) スポーツ広場の使用の許可その他スポーツ広場の管理運営に関する業務

(2) スポーツ広場の維持管理に関する業務

(規則への委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和 46 年 3 月 20 日から施行する。

付 則 (昭和 46 年 9 月 30 日)

この条例は、昭和 46 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 51 年 3 月 30 日)

この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 54 年 3 月 19 日)

この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 58 年 12 月 28 日)

この条例は、昭和 59 年 1 月 4 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 3 月 28 日)

1 この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の和歌山市立市民スポーツ広場条例別表第 1 から別表第 3 までの規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年 3 月 31 日)

1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の和歌山市立市民スポーツ広場条例の規定は、この条例の施行の日以

後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 3 年 3 月 2 6 日）

- 1 この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市立市民スポーツ広場条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 5 年 1 2 月 2 1 日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 2 6 日）

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市立市民スポーツ広場条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 3 月 2 7 日）

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市立市民スポーツ広場条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 2 年 3 月 2 7 日）

この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 6 年 3 月 2 5 日）

- 1 この条例は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市立市民スポーツ広場条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 7 年 1 0 月 5 日）

- 1 この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市立市民スポーツ広場条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 条の 2 に規定する指定管理者の指定その他これに係る必要な行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第 1 5 条の規定の例により行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現に受けている使用許可は、改正後の条例第 3 条の規定により受けた使用許可とみなす。

附 則（平成 2 0 年 7 月 1 日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市立市民スポーツ広場条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の2に規定する指定管理者の指定その他これに係る必要な行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第15条及び第16条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成21年3月26日）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市立市民スポーツ広場条例別表第1から別表第3までの規定は、この条例の施行の日以後に許可をする使用に係る使用料について適用し、同日前に許可をした使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月18日）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 8 この条例の施行の際現に附則第2項から前項までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定により教育委員会がした処分その他の行為は、附則第2項から前項までの規定による改正後のそれぞれの条例の相当規定により市長がした処分その他の行為とみなす。
- 9 この条例の施行の際現に附則第2項から第7項までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定により教育委員会に対してされている申請その他の手続は、附則第2項から第7項までの規定による改正後のそれぞれの条例の相当規定により市長に対してされた申請その他の手続とみなす。

附 則（平成31年3月22日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市立市民スポーツ広場条例別表第1から別表第3までの規定は、この条例の施行の日以後に許可をする使用に係る使用料について適用し、同日前に許可をした使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月18日 令和8. 3. 17施行、規則10）

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表第1（第4条関係）

広場使用料

種別 \ 時間	6時から9時まで	9時から12時まで	13時から16時まで	16時から19時まで	全日（6時から19時まで）
野球場（1面につき） 球技場（大） 陸上競技場	1,380円	1,380円	1,380円	1,380円	5,520円
球技場（小）	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	4,000円

別表第2（第4条関係）

広場使用料

種別 \ 時間	9時から11時まで	11時から13時まで	13時から15時まで	15時から17時まで	17時から19時まで	全日（9時から19時まで）
テニスコート（1面につき）	980円	980円	980円	980円	980円	4,900円

別表第3（第4条関係）

広場使用料

種別	単位	金額	
物品の販売、出店その他これに類するもの	1平方メートル1日につき	400円	
催物のために設ける仮設工作物	1平方メートル1日につき	入場料を徴収する場合	80円
		入場料を徴収しない場合	40円
業として行う写真の撮影	写真機1台 1日につき	230円	